

# 投稿FORUM

## 公立図書館の発展のために何が必要か

—今後5年間の課題と指針—

薬袋秀樹

### はじめに

現在、公立図書館界は、社会と行政の大きな変化に直面しており、新たな発展の展望が求められている。図書館職員の期待を担う日本図書館協会は、職務分析や研修プログラムの作成を行っているが、図書館の発展のための総合的・長期的目標は示していない。図書館界ではこれまで総合的・長期的目標が示されてこなかった。

総合的・長期的目標とは、一定の将来予測にもとづく長期的な視点から、図書館を発展させるために必要な改革の目標と指針を、すべての分野について具体的に示したものである。第一に、現状のみに対応するものではなく、今後の変化に対応するものである。現在の問題だけでなく、将来予想される問題への対処方法を明らかにする必要がある。予想に際しては悲観的な予想についても配慮する必要がある。第二に、図書館に関するすべての分野にわたる必要がある。図書館のサービス、職員の制度、職員の学習、養成、理論の研究、職員の組織はそれぞれ別個のものではなく、相互に支え合う関係にある。これらのうち一つでも弱体であれば、全体の力量は高まらない。図書館界の力量を高めるにはこれらの分野すべてについて整合性のある具体的な改革の目標と指針を示す必要がある。ただし、改革が困難な分野を避けたものや図書館界の主張を並べただけのものであってはならない。

筆者は、昨年、1990年代半ばまでの上記の分野について、発展を阻んでいる問題点33項目を挙げて、改革の指針を示した<sup>1)</sup>。本稿では、このうち31項目の改革の指針を要約し、今後5年間の改革の課題と指針を示す。これ

は筆者がこの数年間に発表した文献をもとにしているで、くわしくはそれを参照していただきたい。情報化への対応や経営管理には触れていないが、本稿の提言を応用していただきたい。本誌誌上で既に紹介した参考文献の多くは省略した。

### 1. 図書館のサービスと目的

#### (1) 接遇の改善

最近、ネームプレートの着用が進み、接遇の改善が始まっている。従来は個人の責任を明確にしない傾向があったが、司書を採用している図書館では、司書の職名と個人名を示すネームプレートを着用して個人の責任を明確にし、司書を配置していることを示すべきである。これによって司書のいない図書館との違いを明らかにできる。

#### (2) 読書案内サービスの実施

貸出フロアに読書案内用のデスクを設け、経験ある司書が利用者の質問に答える。貸出業務と場所や担当者を区別する方が能率的である。最近、かなりの数の図書館で実行されている。読書案内とレファレンスサービスによって、専門的職務が明らかになり、情報化への対応も可能になる。

#### (3) レファレンスサービスの充実

レファレンス室・コーナーにレファレンス用デスクを置き、経験ある司書が利用者の質問に答える。単行書のほか雑誌記事の提供が重要である。CD-ROMやデータベースを活用して記事を検索し、相互貸借、複写依頼によって入手する必要がある。近年、レファレンス室の整備が進んでいる。

#### (4) サービスの総合的評価

貸出冊数は、地域住民の就業産業、教育水準、人口密度、地域の交通事情等のほか、図書館の規模、蔵書構成からかなりの影響を受ける。したがって、サービスの評価は、貸出冊数だけでなく、『図書館評価のためのチェックリスト』<sup>2)</sup>を参考に、サービスや運営方法のさまざまな要素の総合点で行うべきである。このチェックリストは、職員の能力と意欲を評価することができ、1990年代の理論的成果の一つである。

#### (5) 図書館の目的の明確化

図書館として提供すべきサービスの内容を明確化し、チェックリストをより綿密なものにする必要がある。提供すべきサービスの内容は図書館の目的から導くことができる。出版流通や情報メディアと市民の行動の変化をもとに、図書館の目的について積極的に議論する必要がある。

## 2. 図書館職員の職務と制度

### (1) 判断を要しない業務の担当者の確保

図書館法では、判断を要しない職務は司書補が担当することになっているが、司書補は配置されないことが多く、司書との仕事の区別も困難である。そのため、司書がすべての図書館業務を担当せざるを得ず、合理化の対象となった。図書館法は、判断を要する職務と要しない職務の分離を意図していたのであるから、司書補以外に判断を要しない業務の担当者が必要になる。

### (2) 専門的職務と非専門的職務の区分

専門的職務を明確にしないうちに合理化が進み、非常勤職員が導入された。非常勤職員を導入せざるを得ない場合は、判断を要しない職務に司書資格を持たない職員を充てるべきである。それには専門的職務と非専門的職務の区分が必要であり、それには専門的職務を明らかにすることが必要である。区分に際しては貸出サービスが問題になる。貸出サービスには読書案内が含まれ、貸出・配架業務にも一部専門的職務が含まれる。専門的業務は正規職員の司書が担当すべきである<sup>3)</sup>。

### (3) 専門的職務と必要な知識の明確化

専門的職務に必要な知識を明らかにする必要がある。職務内容と必要な知識の両方が相まって専門的職務の内容が明らかになる。これまで「専門性」という不明確な用語が用いられてきたが、具体的な内容を論ずるためには、「専門的職務」と「専門的知識」を用いるべきである。

### (4) 具体的実践目標の設定

「図書館員の倫理綱領」は図書館職員一般の抽象的な任務と目標を示した文書としては有用であるが、専門職制度の確立には役立たない。日本図書館協会は、司書採用者に対して、仕事と学習の具体的実践目標を示し、その実行を勧める強力なキャンペーンを行うべきである。

### (5) 職業意識の高揚と日本図書館協会への入会

司書採用者は全員が日本図書館協会に入会するべきである。日本図書館協会は、入会すべき理由を明確にし<sup>4)</sup>、強力なキャンペーンを行うべきである。同時に、図書館職員のより広範な意見を反映するように運営を改善し、実際に効果のある事業をより効率的に行う必要がある。各図書館では実務の中心を担っているのに、図書館界で知られていないため、発言の機会がない職員が少なくない。日本図書館協会の活動を盛んにするには、これらの人々に発言の機会を提供することが必要である。

### (6) 司書の人事管理の検討

司書にも人事管理が必要であることを認め、昇進ポストの確保、組織の活性化、計画的採用、人事交流を検討すべきである。期間を限定した関連職場との人事交流、複数自治体間での広域人事交流等は実例があり、積極的に検討すべきである。

## 3. 図書館職員の学習

### (1) 自己研修手段の充実

研修の基礎は自己研修であることを明確にし、自己研修する知識の内容を示す必要がある。自己研修に役立つ学習案内、入門書、専門書や教材を多数出版するとともに、雑誌でニュース解説や論点整理を行う必要がある。

### (2) 調査研究方法の学習

図書館界では調査研究の方法が不十分である。この点について討論の機会を設けるとともに、研究者に調査研究の方法に関する助言、指導を求めるべきである。研修では、文献の読み方、論文の書き方等の学習方法と社会調査等の調査方法の案内が必要である。

### (3) 自治体行政との関係の明確化

従来、図書館職員に必要な自治体行政に関する知識が示されてこなかったため、その知識を解明し定式化する必要がある<sup>5)</sup>。初学者でも学習できるように、学習案内、基本的な教科書、教材を作成する必要がある。職場では事務職との相互理解と交流が不可欠である。

### (4) 制度・行政・経営等の研究と学習

図書館にかかわる法律・制度、行政・政策、経営・管理、生活行動等に関する研究が不十分である。これらの分野を専門とする研究者を養成するとともに、他分野の研究者に研究を依頼し、図書館を研究対象としてもらうこと、図書館職員がその成果を学習できる態勢を作ることが必要である。

#### (5) 建設的な議論

図書館界の実践を冷静かつ客観的に検討するには、過剰な賛辞や司書間のかばい合いを避けるべきである。人の意見を批判する場合は、相手の氏名を明示し、正しく文献を引用し、最初に相手の主張を要約・紹介し<sup>67)</sup>、それから批判の理由をくわしく論じ、紳士的に批判するべきである。

### 4. 図書館職員の養成

#### (1) 司書資格の取得方法の改善

地方在住者が司書資格を取りやすくなるように司書資格の取得機会を増やす必要がある。国立大学等による全国的な養成体制や資格取得機会の提供が必要であり、通信教育の活用が必要である。

#### (2) 司書資格の等級制(グレード制)の検討

司書の専門職としての地位を高め、全国的な配置を進めるには、①社会に評価されるレベルまで単位数を増加できる、②地方の町村に職員を配置できる、③既卒者に開かれている、という3条件を満たすことが必要である。これができるのは、学歴ではなく、講習か資格試験で上級資格に昇格できる司書資格の等級制である。

#### (3) 資格試験の検討

わが国の大学の事情では、大学教育と資格試験の併用が現実的である。欧米との社会背景の相違を考慮し、わが国の他の専門職資格において資格試験が果たしている役割を検討するべきである。直ちに資格試験を導入することは困難でも、できる限りそれに近い方法の導入を追求するべきである。

#### (4) 入門書と専門書の出版

図書館に関しては、司書課程・講習の教科書が多い反面、専門書が出版されにくい。重要なテーマに関して、多様な考え方、議論の経過、結論に至る理由をくわしく説明し、読者が確信を持てる専門書が必要である。事務職向けには基本をわかりやすく解説した入門書が必要である。このような出版物なしには自己研修の効果は上がらない。

#### (5) 資料知識の解明

資料知識の中心は、現在の著名な作家・評論家・学者、主な著作、主な出版社、各分野の主な著者、著作、出版社などの知識、ならびに現在の社会と市民生活における重要なテーマの知識である。司書は参考図書に関する知識以外にこのような資料知識を身につける必要がある。これらの知識について研究し、養成課程と職場で学習を進める必要がある。

#### (6) 教養(基礎)科目の学習

省令科目の内容と教養科目との関係を明らかにすべきである。司書養成の担当教員は、教養科目を履修するよう指導し、開講されていない教養科目の設置に努め、これらの科目の学習の手引を作成し、実質的な学習ができるように配慮すべきである。そして、司書の養成をこれらの観点から検討するべきである。

### 5. 図書館に関する研究

#### (1) 研究者の獲得と研究の奨励

わが国の図書館を研究する若い研究者を育成する必要がある。大学院に進学する若い職員のための奨学金を設け、若い研究者に研究を委託して、研究の機会を増やす必要がある。また、研究会に属さない職員が自由に投稿できる雑誌を刊行し、研究発表ができる研究集会を開く必要がある。

#### (2) 基本理論の解明

わが国のような、社会に図書館が定着していない国では、図書館と専門職員の意義と効果を定式化して、誰もが理解できるようにすべきである。そのためには、自治体行政、生涯学習などの外部の観点から図書館をとらえること、図書館と専門職員の効果を利用者調査のデータによって客観的に証明すること<sup>8)</sup>が効果的である。

#### (3) 発展段階の相違の認識

日本と欧米の図書館の発展段階を比較し、日本が遅れている分野を明らかにする必要がある。重要であり、しかも著しく遅れている分野を最初に研究すべきである。

#### (4) 社会的背景・基盤の研究

海外の図書館理論や図書館事情の研究に際しては、サービスや専門職員などの目に見える部分だけでなく、それらを支える社会意識、社会制度等の基盤を理解する必要がある。この点はわが国の図書館の研究にも必要である。

先進国の事情のうち図書館運動に都合のよい部分のみ

を紹介してきたことが、長年にわたって、わが国の図書館界を混乱させてきた。図書館関係者は、専門職員の配置を要求するのであれば、先進国で一般的な専門的職務と非専門的職務の分離が必要であることを認識すべきである。

## 6. 日本図書館協会の活動と組織

### (1) 組織改革の検討

日本図書館協会の組織のあり方に関する重要な問題提起として、国の図書館政策に関する緊急対策会議の報告<sup>9)</sup>がある。これは『図書館雑誌』の末尾に掲載すべき記事ではない。日本図書館協会はこの記事を大きく取り上げ、会員に討議を呼びかけるべきである。

### (2) 地方の意見の反映

日本図書館情報学会は、年1回、葉書投票による通信総会を行っている。財政的に豊かでない全国組織では、地方の会員が実質的に参加できるように、このような配慮が必要である。質問や投票に関して、遠隔地の役員が実質的に参加できる方法を追求することが必要である。

### (3) 自由な立場での政策立案

既存の考え方を打破し新しい考え方を提起するには、検討課題に関する利害関係のない人々を検討に加えることが必要である。司書養成の検討に図書館職員を加え、司書職制度の検討に研究者を加えるべきである。図書館と関わりのない学識経験者や調査会社に調査を委託することもできる。

日本図書館協会の委員会は、自分の意見を示す前に、図書館界にどのような見解があるのか、その内容と長所・短所を整理して示すべきである。

### (4) 積極的な論争の取り組み

理論の内容を明確にし、司書の討論する力量を高めるには積極的な論争が必要である。図書館関係の雑誌は、意見が対立しているテーマを積極的に取り上げ、論争を起すべきである。日本図書館協会は、このようなテーマに関する討論集会を開催するべきである。

### (5) PR 活動の実施

一般に、職能別団体は、新聞・雑誌広告、PR 用出版物によって、社会に対して業界の事業や専門職員の重要性をPRする任務がある。審議会委員への情報提供も必要である<sup>10)</sup>。社会的な発言力が小さい分野であるから、他分野より以上の努力が必要である。協会の役員は個人的にさまざまな団体、機関や人々に働きかける必要がある。

る。

## おわりに

これらは相互に密接に関連しているため、1項目でもしっかり取り組めば、波及効果があり、他の項目の改革は容易になる。小さなことでも積極的に取り組むことが重要である。このうち、最も基本的なものは、1.(2)読書案内サービスと2.(2)専門的職務と非専門的職務の区分であろう。

これまでの図書館界のリーダーたちは、1960年代後半から1970年代末までの「成功体験」を忘れることができず、新たな発展段階に入った後もかつての理論や実践の指針を繰り返してきた。このため、1980年代以後の社会のニーズの変化に対応することができなかつたのである。

図書館界には課題が多いが、早急に図書館界全体で取り組み、解決は可能である。本稿が取り組みの契機となることを期待したい。

## 注・引用文献

- 1) 葉袋秀樹「日本における公共図書館学の実践的課題」『論集・図書館情報学研究の歩み』18集, 日本図書館情報学会研究委員会編, 日外アソシエーツ, 1998, p.145-172.
- 2) 日本図書館協会『図書館評価のためのチェックリスト』1996, 17p.
- 3) 葉袋秀樹「貸出業務の専門性」『図書館雑誌』Vol.89, No.6, 1995.6, p.465-468.
- 4) 葉袋秀樹『公立図書館司書のための仕事の技術10か条—中堅職員のために』図書館情報大学葉袋研究室, 1996, 74p. 参照は p.47-51.
- 5) 葉袋秀樹『公立図書館司書の自己改革のための10か条—新入職員のために』図書館情報大学葉袋研究室, 1995, 30p. 参照は p.7-11.
- 6) 葉袋秀樹「公共図書館批判論の批判的検討」『現代の図書館』Vol.30, No.4, 1992.12, p.239-278. 参照は p.275.
- 7) 葉袋秀樹「『市民の図書館』における「貸出し」の論理—「貸出冊数偏重政策」への批判をめぐって」『図書館界』Vol.40, No.6, 1989.3, p.264-279.
- 8) 注6の文献, 参照は p.249-252, 257-258.
- 9) 日本図書館協会「国の図書館政策に関する緊急対策会議」『国の図書館政策に関する緊急対策会議』の終了について(報告)『図書館雑誌』Vol.91, No.10, 1997.10, p.887.
- 10) 葉袋秀樹「公共図書館職員の自己改革—サービス・政策・経営の改革」『図書館雑誌』Vol.88, No.8, 1994.8, p.533-538. 参照は p.534-535.

(みない ひでき: 図書館情報大学)  
[NDC9:016.2 BSH:図書館(公共)]